

旭川市内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザ発生について

1 概要

- ・ 11月11日（月） 市内の養鶏場で数日間にわたり死亡家きんが多数発生
簡易検査により、A型インフルエンザ陽性を確認
- ・ 11月12日（火） 午前1時に遺伝子検査により高病原性鳥インフルエンザと確定
午前1時40分から殺処分作業を開始
搬出制限区域（発生農場から3～10km圏）の指定
移動制限区域（発生農場から3km以内）の指定
- ・ 11月13日（水） 午前8時に44,414羽の殺処分完了
鶏舎等の清掃及び消毒、廃棄物の埋却等を実施
- ・ 11月16日（土） 午後1時に発生農場における全ての防疫措置が終了

2 本市の対応

11日（月）に旭川市家畜伝染病連絡会議を開催し、同日に市長を本部長とする旭川市高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を立ち上げ、北海道の要請に基づき、次のとおり職員応援を実施した。

	12日	13日	14日
旭川市職員	31人	0人	30人
旭川市保健師	3人	2人	3人

3 今後の対応

- ・ 11月16日（土）以降 発生農場において1週間ごとに2回の消毒作業を実施
搬出制限区域内の消毒ポイント設置及び旭山動物園の一部観覧制限継続
- ・ 12月8日（日） 制限区域を含めた防疫措置が終了し、監視に移行
- ・ 12月16日（月） 全ての防疫措置が終了

※市道における消毒ポイントの使用や旭山動物園の一部観覧制限も、制限区域が解除となる12月8日に終了予定

4 従事職員の健康観察について

職員は作業後に保健師による問診を受け、業務終了後10日間は、各所属長により鳥インフルエンザの感染を疑うような症状がないか健康観察を行った。

また、精神的な不調の場合には職員健康管理室あるいは健康推進課にて相談を受ける体制としている。

5 市民等からの問合せ

高病原性鳥インフルエンザの発生に係り、発生直後から数日間、市民等から卵の安全性や発生農場に関して、農政部に5件、保健所に6件の相談があった。その後に問合せはない。

6 埋却地について

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置による周辺環境への影響を調査するため、埋却後から約3か月間、計5回、近隣の河川で北海道による水質検査が実施される。